

# シンボルロード管理運営を考える会議



2023. 6. 25  
朝霞市都市建設部



# シンボルロードの歴史

昭和53年（1978年）

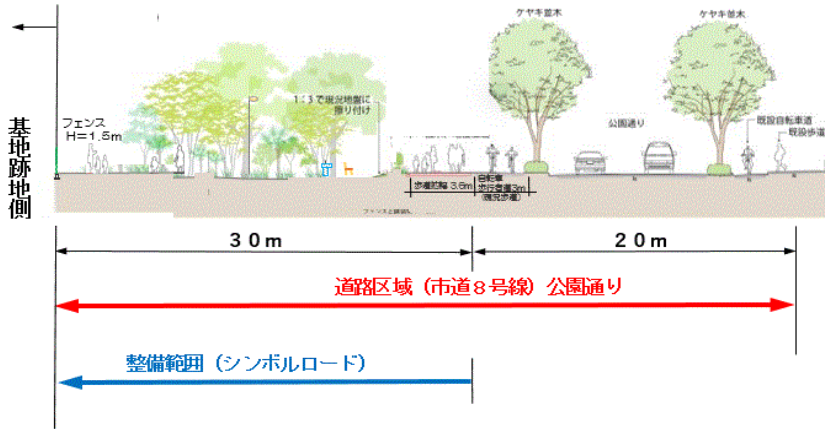


令和4年（2022年）



# シンボルロードの整備の経緯

- 基地跡地公園・シンボルロード整備計画を踏まえ、東京オリンピックパラリンピックへの競技会場へのアクセスルートのひとつとして、先行的にシンボルロードを整備
- 市役所前（はじまりのケヤキ）を起点として南口広場までの延長約800mに及ぶ広幅員の緑の道





# シンボルロードの整備の経緯

## 【市民協働による緑豊かで魅力ある空間づくり】

- ・ 緑の空間を快適に持続可能に維持し、シンボルロードを人々が活動できる場として整備前の段階から市民と協働で整備。
- ・ 整備後の緑の管理のあり方や利活用の方法などを市民説明会、現地見学会、シンボルロード管理運営を考える会議、意見交換会など様々な機会を促して実施。

## 【オープニングセレモニー】

いつでも人が憩い・集え・まちに新たな活力と賑わいをもたらす「緑のみち」として、シンボルロードをこれからどう活用していくか。そのひとつの活用例を市民にお示しするため、オープニングセレモニーにおいて、様々なイベントの企画・運営を市民と行政の協働により実施。

▼市内の造園業者さんも参加したワークショップ



▼シンボルロードエリア内の見学会



▼市民と協働による散策路の整備



### 【交流の場の創出】

- ・ 地元の食材を使った飲食店
- ・ 手づくり雑貨のマルシェ
- ・ ジャズ演奏

### 【自然を活かした遊び場の創出】

- ・ プレーパーク
- ・ スラックライン体験
- ・ ツリークライミング体験

## シンボルロードオープニングセレモニー（2020年2月22日）



オープニングセレモニー開催！  
2020年2月22日(土)  
主催：横須賀市自然からはじまる未来館300mの緑 10:00～15:00 小雨決行





# シンボルロードの整備の経緯



歴史的な意味を持った、緑ゆたかな【道路】  
としてのシンボルロードが完成



# シンボルロードの利活用の広がり

## ちいさなテラス



## あさか冬のあかりテラス



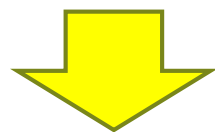
## キッチンカー出店



# この会議で目指すところ

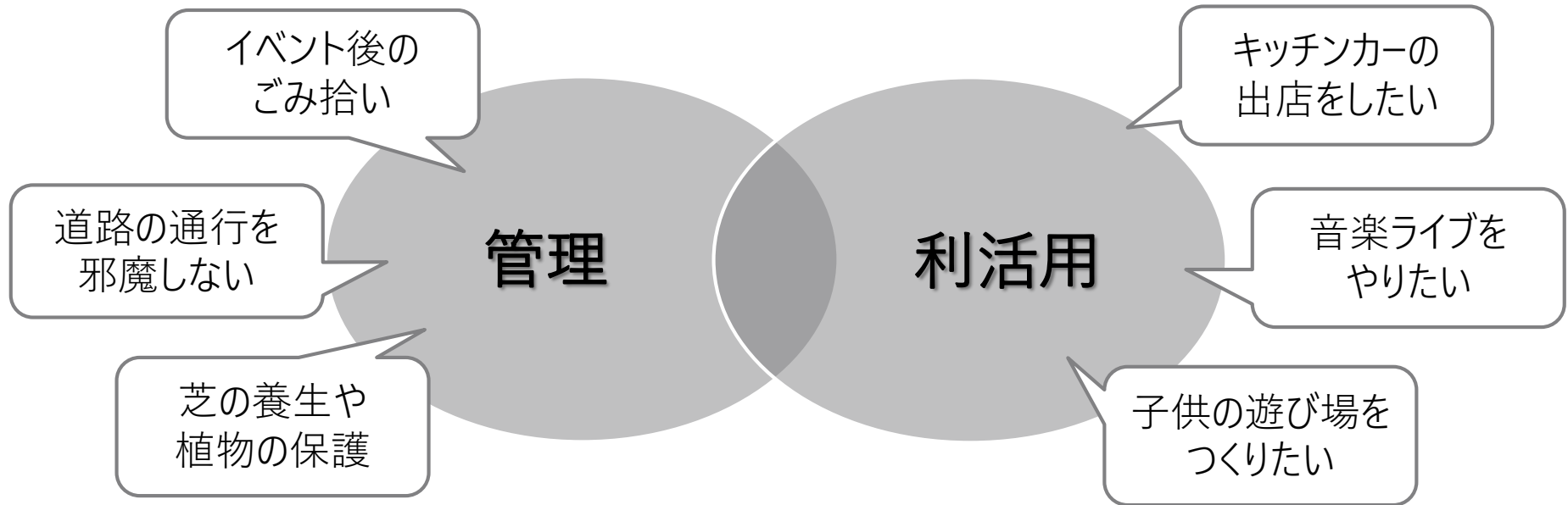
---

シンボルロードの価値を守りながら、  
みんながやりたいことを実現できる場所に



歴史と緑が調和し、人が集い、憩い、  
愛される場所でありつづける

# そのために必要なこと



一定の（できるだけ柔軟な）ルールのもとで、  
管理と利活用が両立されること



# みんなで考えてみませんか

第1回  
(3 / 19)

みんなの「やりたい！」を話そう  
(シンボルロードの価値や、理想の姿を共有)

第2回  
(本日)

やりたいことをどうしたらできるか考えよう  
(法的な観点や管理・利活用の両立)

第3回  
(8 / 19)

みんなが使いやすく、使いたくなるルールを考えよう  
(分かりやすくかつ柔軟なルールづくり)

「シンボルロードのつかいかたガイドブック（仮称）」に  
まとめる

# 前回（3 / 19）のふりかえり

みんなの「やりたい！」を話そう  
（シンボルロードの価値や、理想の姿を共有）

【グループワークのテーマ】

- ①：シンボルロードのいいところ、好きなところ
- ②：シンボルロードで「やりたいこと」を話そう





# 前回（3 / 19）のふりかえり

## ①：シンボルロードのいいところ、好きなところ（主な意見）

- 公共施設が隣接している
- 世代に偏りなく幅広い世代にとって居心地のよい場所になっている
- 外から転入してきた人もつながれるコミュニティがある
- 道が広く、今後色々なイベント開催の場所として使えそう
- 静かな環境と緑豊か、広い空間、くつろげるベンチ、鳥の鳴き声
- 整備されている公園のような道路
- 道路であることから一步脱皮できそう（スケボー、ミニコンサートエリア等）
- 気軽に参加できるマルシェ（誰でも、個人でも）

# 前回（3 / 19）のふりかえり

## ②：シンボルロードで「やりたいこと」を話そう

### 音楽

- ・音楽祭など歌や演奏イベント
- ・大型ストリートライブ
- ・野外ミニコンサート
- ・音楽演奏を定期的に(中央音楽隊)

### スポーツ

- ・駅伝・マラソン大会
- ・スケートボード等の占用スペース
- ・ストリートスポーツ
- ・ストリートパフォーマンス

### 憩いの場

- ・常設のカフェ
- ・朝活の場、空間づくり（ウォーキング、ヨガ、イベントから自主的にできる場へ）
- ・森の図書館

### イベント

- ・ストリートシアター
- ・綱引き
- ・盆踊り大会
- ・スタンプラリー、クイズラリー



# 前回（3 / 19）のふりかえり

## ②：シンボルロードで「やりたいこと」を話そう

### にぎわいの場

- ・キッチンカーやお店（オープンカフェ）
- ・マルシェ、マーケット
- ・朝市
- ・外での展覧会（オブジェなど）

### 物販

- ・定期マーケット
- ・ワークショップ
- ・フリーマーケット
- ・マルシェ

### 子どもの遊び場

- ・小学生の体験学習
- ・子供向け読み聞かせ
- ・アスレチック体験
- ・子どもの居場所づくり

### 遊戯等の施設

- ・ブランコやハンモックの設置
- ・ツリーハウスを作る
- ・獣みちを整備して迷路のように
- ・バスケットコート

# 前回（3 / 19）のふりかえり

## ②：シンボルロードで「やりたいこと」を話そう

### 飲食

- ・オープンカフェ
- ・飲食スペース拡充
- ・ビアガーデン
- ・キッチンカー

### アウトドア・防災

- ・キャンプ大会
- ・1000人バーベキュー
- ・デイキャンプ
- ・防災訓練

### 日常活動

- ・清掃活動
- ・散策ボランティア
- ・民間の保育園が、園庭代わりに利用できるようにして欲しい。

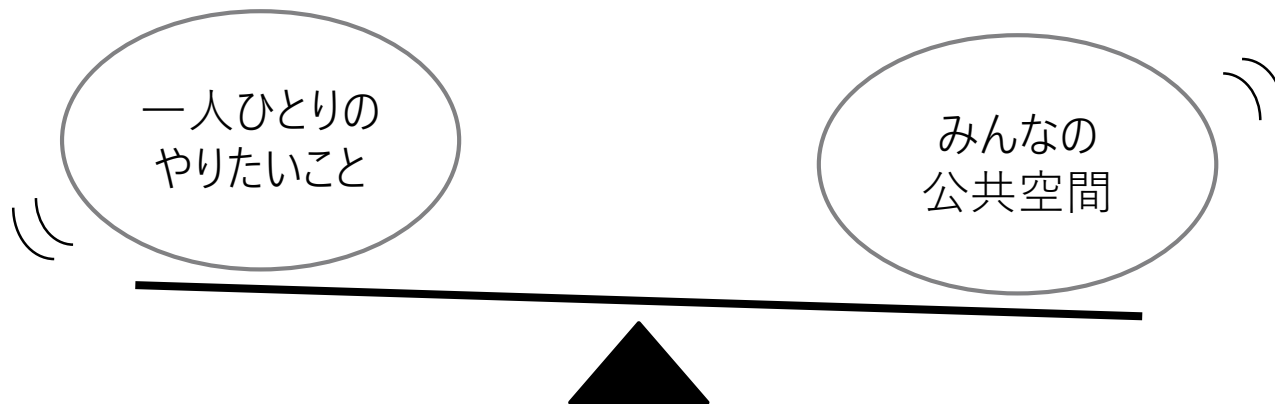
### 緑や花、自然を楽しむ

- ・自然観察会やアートセラピー教室を開きたい
- ・草花の保護（希少種ある）
- ・緑地の管理
- ・空地に武蔵野の木（くぬぎ、ナラな等）を植えて育てたい。



# 本日のテーマ

やりたいことをどうしたらできるか考えよう  
(法的な観点や管理・利活用の両立)



バランスを支えるためのルール

できることと、できないことの線引き  
やりたいことを実現するための方法 (気を付けるべきこと)

# 話し合いの前にお伝えしたいこと

【道路】である  
シンボルロード



- 法に基づく禁止事項がある
- 「自由使用」と「特別使用（占用）」

# 禁止事項について

- シンボルロード = 「道路」としてのルールが適用

## 道路交通法における禁止行為（第76条）

何人も、信号機若しくは道路標識等又はこれらに類似する工作物若しくは物件をみだりに設置してはならない。

2 何人も、信号機又は道路標識等の効用を妨げるような工作物又は物件を設置してはならない。

3 何人も、交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置いてはならない。

4 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

一 道路において、酒に酔つて交通の妨害となるような程度にふらつくこと。

二 道路において、交通の妨害となるような方法で寝そべり、すわり、しゃがみ、又は立ちどまっていること。

三 交通のひんぱんな道路において、球戯をし、ローラー・スケートをし、又はこれらに類する行為をすること。

四 石、ガラスびん、金属片その他道路上の人若しくは車両等を損傷するおそれのある物件を投げ、又は発射すること。

五 前号に掲げるもののほか、道路において進行中の車両等から物件を投げること。

六 道路において進行中の自動車、トロリーバス又は路面電車に飛び乗り、若しくはこれらから飛び降り、又はこれらに外からつかまること。

七 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

## 道路法における禁止行為（第43条）

一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。

二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。



# 禁止事項について

- シンボルロード = 「道路」としてのルールが適用

## 道路交通法における禁止行為（第76条）

何人も、信号機若しくは道路標識等又はこれらに類似する工作物若しくは物件をみだりに設置してはならない。

- 2 何人も、信号機又は道路標識等の効用を妨げるような工作物又は物件を設置してはならない。
- 3 何人も、交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置いてはならない。
- 4 何人も、他の各号に掲げる行為はしてはならない。

NG

- 交通（車、人）の妨害となるおそれ
- 道路（街路樹等の施設含む）を  
損傷・汚損するおそれ

（一）前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員等が、道路における交通の危険を正し、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

## 道路法における禁止行為（第43条）

- 一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

# 「自由使用」と「特別使用（占用）」

## 自由使用（一般使用）

（例）

- 自動車、自転車、歩行者の通行
- 散歩、ジョギング

一般の自由な交通に供するという道路本来の目的に合うもの

⇒ 許可不要で、  
誰でもいつでも  
自由に使用可能

## 特別使用（占用）

（例）

- 露店など工作物の設置、イベントの開催
- 水道、電柱の設置、看板の設置

道路の空間を独占的・継続的に使用すること

⇒ 道路の本来機能を阻害しない範囲で許可により可能  
＝道路の占用

# シンボルロードで道路占有ができるもの

- 占有できる物件（道路法）

→電柱、下水道管などのインフラ関係施設  
露店、商品置き場、食事施設、購買施設  
看板、日よけ、アーケード 等に限定

- 占有できる主体（シンボルロードに関する市の基準）

→地方公共団体などの公共的団体  
自治会等地縁団体、商工会、商店会等非営利団体、これらに準ずる団体  
市が共催・後援・協賛等を行う事業で、担当課より占有申請されるもの  
等に限定

• 占有の許可をとればできるものも沢山ある  
• ただし、一定のルールは必要



# 前回（3 / 19）のふりかえり

## ②：シンボルロードで「やりたいこと」を話そう

### 音楽

- ・音楽祭など歌や演奏イベント
- ・大型ストリートライブ
- ・野外ミニコンサート
- ・音楽演奏を定期的に(中央音楽隊)

### スポーツ

- ・駅伝・マラソン大会
- ・スケートボード等の占用スペース
- ・ストリートスポーツ
- ・ストリートパフォーマンス

### 憩いの場

- ・常設のカフェ
- ・朝活の場、空間づくり（ウォーキング、ヨガ、イベントから自主的にできる場へ）
- ・森の図書館

### イベント

- ・ストリートシアター
- ・綱引き
- ・盆踊り大会
- ・スタンプラリー、クイズラリー

みなさんの「やりたいこと」は  
ほとんどが「占用の許可が必要なもの」にあたるもの

# 前回（3 / 19）のふりかえり

## ②：シンボルロードで「やりたいこと」を話そう

### にぎわいの場

- ・キッチンカーやお店（オープンカフェ）
- ・マルシェ、マーケット
- ・朝市
- ・外での展覧会（オブジェなど）

### 物販

- ・定期マーケット
- ・ワークショップ
- ・フリーマーケット
- ・マルシェ

### 子どもの遊び場

- ・小学生の体験学習
- ・子供向け読み聞かせ
- ・アスレチック体験
- ・子どもの居場所づくり

### 遊戯等の施設

- ・ブランコやハンモックの設置
- ・ツリーハウスを作る
- ・獣みちを整備して迷路のように
- ・バスケットコート

みなさんの「やりたいこと」は  
ほとんどが「占用の許可が必要なもの」にあたるもの

# 前回（3 / 19）のふりかえり

②：シンボルロードで「やりたいこと」を話そう

## 飲食

- ・オープンカフェ
- ・飲食スペース拡充
- ・ビアガーデン
- ・キッチンカー

## アウトドア・防災

- ・キャンプ大会
- ・1000人バーベキュー
- ・デイキャンプ
- ・防災訓練

## 日常活動

- ・清掃活動
- ・散策ボランティア
- ・民間の保育園が、園庭代わりに利用できるようにして欲しい。

## 緑や花、自然を楽しむ

- ・自然観察会やアートセラピー教室を開きたい
- ・草花の保護（希少種ある）
- ・緑地の管理
- ・空地に武蔵野の木（くぬぎ、ナラな等）を植えて育てたい。

みなさんの「やりたいこと」は  
ほとんどが「占用の許可が必要なもの」にあたるもの



# 本日の流れ

---

1. 趣旨説明（市）：10分

2. グループワーク：55分（進行：大橋尚美氏）

- 進め方について説明（5分）
- テーマ①：みんなの「やりたいこと」の中で、特にやりたいこと、できたらいいこと（15分）
- テーマ②：そのために必要な「ルール」を考えよう（25分）
- 各班でまとめ（10分）

3. 各班からの発表：35分

4. 講評・まとめ（戸田芳樹氏）：10分

# グループワークのテーマ

- テーマ①：みんなの「やりたいこと」の中で、特にやりたいこと、できたらいいこと（15分）

前回出たみんなの「やりたいこと」の中で、シンボルロードの価値をより高めていくために、あなたがぜひやりたいこと、または実現できるとよいことは何ですか？

- テーマ②：そのために必要な「ルール」を考えよう（25分）

「やりたいこと」をどうすれば実現できるか、実現するために必要なルール（実施可能な主体や時間帯、エリア、周囲の環境や安全のために気を付けるべきこと 等）は何ですか？

# グループワークの進め方

## ● テーマ①：みんなの「やりたいこと」の中で、特にやりたいこと、できたらいいこと（15分）

1. まず各自で付箋（緑）に「やりたいこと」を記入し、地図上のやりたい場所に貼ってください（5分）
2. 一人ずつ全員が発表したのち、テーマ②で話すものを2つ程度にしぼってください（10分）

## ● テーマ②：そのために必要な「ルール」を考えよう（25分）

1. ①で選んだ2つについて、「どんなルールが必要か」を各自で付箋（黄）に記入してください（5分）
2. 一人ずつ全員が発表したのち、必要なルールについて話し合ってください（15分）
3. 発表に向けてみんなの意見をまとめてください（5分）

# グループワークにあたって

---

## <ルール>

- 自由に発想し、ひとの意見を否定しない
- お互いの考えを尊重し、自分の意見をおしつけない
- みんなが発言する。誰かひとりが話しすぎないように気をつける
- 話しながら考えが変わってもよい



# たとえば、、、

## OKとNGで意見が分かれそうなもの

- ・火をつかう
- ・煙やにおいを出す
- ・大きな音を出す（ライブ等）
- ・スケボー、BMX、バスケットボール等
- ・ドローンを飛ばす
- ・道路や歩道をふさぐ
- ・ゴミや汚れが発生する
- ・利益のみを目的とした物販、勧誘

交通安全上の懸念

危険な行為になりうる

近隣に迷惑がかかる

豊かな緑を損なう

施設を壊す・汚すおそれ

# 場所に応じて考えてみるのもいいかも

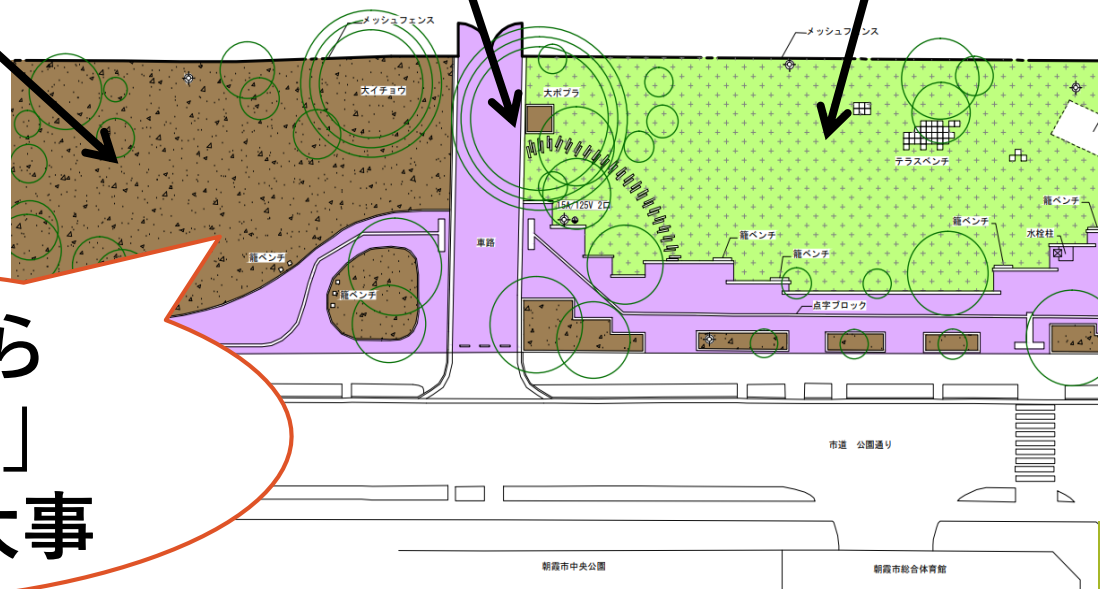
## ・土のゾーン



## ・舗装のゾーン



## ・芝のゾーン



「この場所なら  
できるかも！」  
という視点も大事